

# VI. コーポレートガバナンスの高度化

## 基本的な考え方

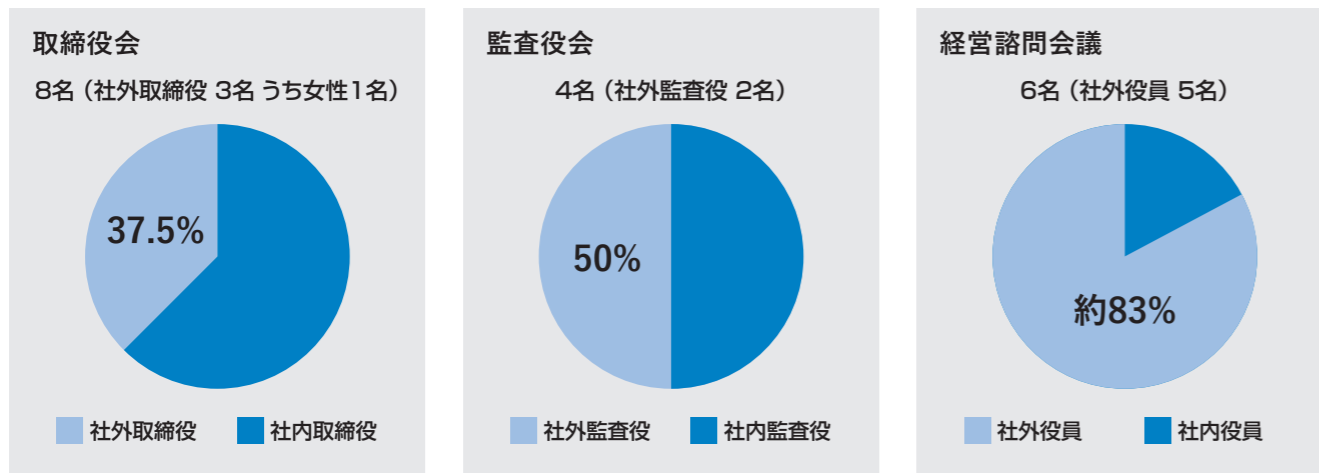
OKBグループは経営の基本理念である「地域に愛され、親しまれ、信頼される銀行」を実現するために、

1. 経営の迅速な意思決定および経営の効率性の追求
2. 積極的なディスクロージャーを通じた経営の透明性の向上
3. 誠実な企業グループとして行動するためのコンプライアンス（法令等遵守）の実践と地域奉仕

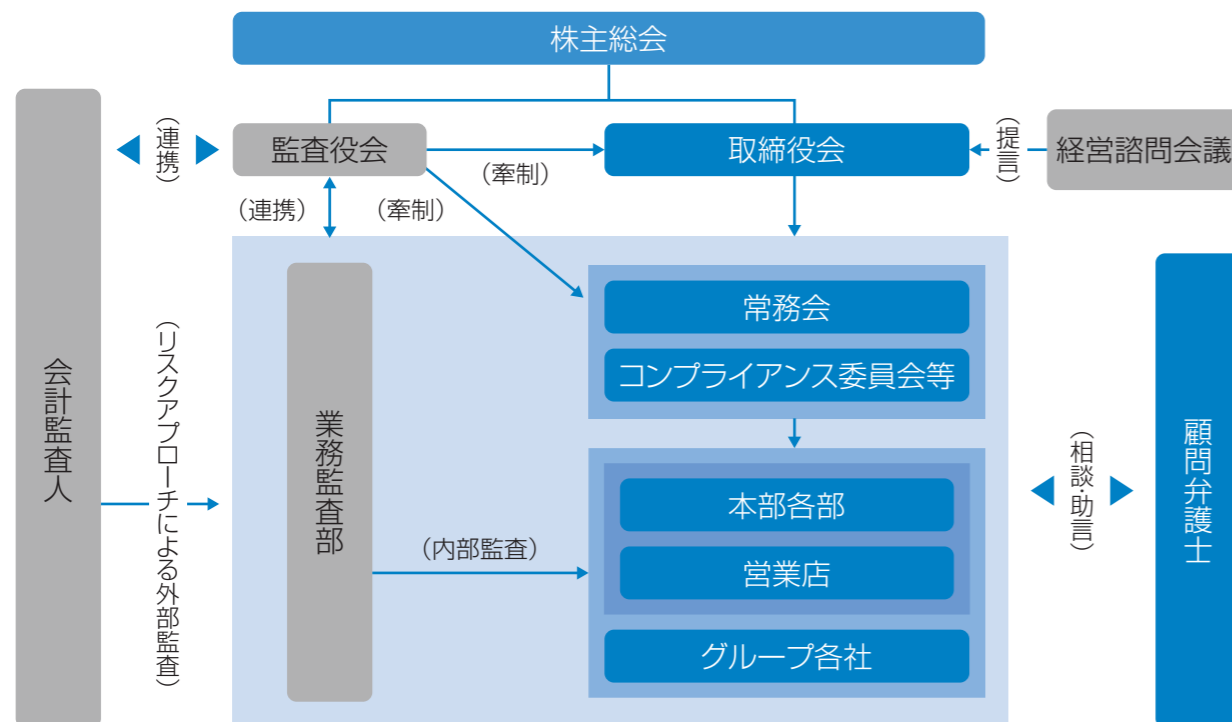
を基本に、コーポレートガバナンスの高度化に努めます。

## 機関設計

OKB大垣共立銀行は監査役会設置会社を選択しています。また、取締役会の諮問機関として、経営諮問会議を設置しています。



## コーポレートガバナンスの概要



## 取締役会

取締役会は、社外取締役3名を含む8名で構成され、原則毎月開催し、経営に関する重要事項や業務執行の決定を行うほか、業務執行状況やリスク状況の報告を定期的に行っています。加えて、OKB大垣共立銀行は委任型執行役員制度を採用し、経営の意思決定・監督と業務執行を分離することにより、取締役会の活性化、意思決定の迅速化および業務執行機能の充実を図っています。

また、取締役会には監査役が出席することにより、経営の業務執行に対する監査機能を確保しています。なお、取締役の緊張感を高めるとともに経営責任の明確化を図るため、取締役の任期を1年とし、取締役会の機能強化に努めています。

## 監査役会

監査役会は社外監査役2名を含む4名の監査役で構成され、原則毎月開催しています。監査役会で決議された監査方針および監査計画に基づき、監査に関する重要事項の決議、協議、報告などを行っています。

## 常務会

常務会は、頭取、常務取締役で構成され、経営に関する重要事項について協議するとともに業務全般の統制・管理を行っています。また、常務会には、常勤監査役が出席しています。

## 経営諮問会議

取締役の任意の諮問会議である経営諮問会議は、社外取締役、社外監査役、社内取締役で構成され、取締役の指名・報酬などについて提言を行っています。

## 業務の適正性を確保する体制

OKB大垣共立銀行は、「内部統制システムの構築に関する基本方針」を策定し、コンプライアンスやリスク管理をはじめとした体制面の一層の充実と実効性の確保に努めています。また、内部統制報告制度への対応として、財務報告の適正性を確保するための体制整備に努めています。

頭取を委員長とした「コンプライアンス委員会」を年2回の定期開催に加え、随時開催するなど、法令等遵守の取り組みを強化しています。また、コンプライアンス実践の具体的手続きと手順を明確にした「コンプライアンス・マニュアル」を全従業員が閲覧可能なイントラネットに掲載するとともに、階層別の各研修会においても積極的に法令等遵守の啓蒙と風土醸成に取り組んでいます。

# VI. コーポレートガバナンスの高度化

## 取締役会全体の実効性についての分析・評価・開示

OKB大垣共立銀行では、取締役会全体の実効性について、取締役・監査役等による自己評価などを踏まえ、毎年分析・評価を行うこととしており、2023年5月の取締役会において取締役会全体の実効性の分析・評価を実施しました。

結果の概要は以下の通りであり、今後、これらの課題について改善を行ってまいります。

- 取締役会の議論が深化するように、議案の見直しや資料には要旨を添付するなど、分かりやすい資料づくりに努めるべきである
- 取締役・監査役に対するトレーニングとして、個々の取締役、監査役に適した外部セミナー・研修等活用の検討、取締役会議案に関する事前説明に加えて、要望に応じて個別議案に関する所管部門による説明を実施すべきである

## 取締役・監査役のスキル・マトリックス

OKB大垣共立銀行の取締役・監査役が保有する専門性と経験は以下の通りです。

### 取締役

氏名	OKBにおける現在の地位	専門性と経験								
		企業経営・企業戦略	営業CS	リスク管理・法務・コンプライアンス	会計財務	人事・人材開発	IT・システム	市場運用	グローバル経験	
境 敏幸	取締役頭取(代表取締役)	●	●	●	●	●	●	●	●	●
土屋 諭	常務取締役	●	●	●	●	●	●	●	●	●
林 敬治	常務取締役	●	●	●	●	●	●	●	●	●
野上 匡行	常務取締役	●	●	●	●	●	●	●	●	●
寛 雅樹	常務取締役	●	●	●	●	●	●	●	●	●
神田 真秋	独立 社外取締役	●	●	●	●	●	●	●	●	●
丹呉 泰健	独立 社外取締役	●	●	●	●	●	●	●	●	●
森口 祐子	独立 社外取締役	●	●	●	●	●	●	●	●	●

### 監査役

氏名	OKBにおける現在の地位	専門性と経験								
		企業経営・企業戦略	営業CS	リスク管理・法務・コンプライアンス	会計財務	人事・人材開発	IT・システム	市場運用	グローバル経験	
所 竜二	常勤監査役	●	●	●	●	●	●	●	●	●
押谷 俊男	常勤監査役	●	●	●	●	●	●	●	●	●
佐伯 卓	独立 社外監査役	●	●	●	●	●	●	●	●	●
池村 幸雄	独立 社外監査役	●	●	●	●	●	●	●	●	●

・各人の有するすべての専門性や経験を表すものではありません

## 取締役・監査役の報酬の額またはその算定方法の決定方針

取締役の報酬は、確定金額報酬、業績連動型報酬およびストック・オプション報酬で構成しています。なお、社外取締役については確定金額報酬のみとしています。

取締役の確定金額報酬は年額350百万円以内、業績連動型報酬は当期純利益水準に応じて算出された金額の報酬枠内、ストック・オプション報酬は年額90百万円以内とすることを、2010年6月24日開催の第198期定時株主総会にて承認いただいております。支給時期、配分などは2021年1月26日開催の取締役会で決議した取締役の報酬等に関する基本方針に基づき、決定しています。

監査役の報酬は、独立性と中立性を確保するため、確定金額報酬のみとしています。監査役の確定金額報酬は年額80百万円以内とすることを2010年6月24日開催の第198期定時株主総会で承認いただいております。配分は監査役会で決定しています。

## 取締役の報酬等に関する基本方針の概要

### ①基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株価や業績との連動性を重視した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は、基本報酬としての確定金額報酬、業績連動型報酬及びストック・オプション報酬により構成し、社外取締役については、その職務に鑑み確定金額報酬のみを支払うこととする。

### ②確定金額報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の確定金額報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数等に応じて、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

### ③業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動型報酬は、事業年度毎の業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した金銭報酬とし、各事業年度の当期純利益水準に応じて算出された額を賞与として、毎年一定の時期に支給する。非金銭報酬としてのストック・オプション報酬は、中長期的な企業価値向上との連動性を強化した報酬構成とするため、権利行使時の株式1株当たり払込金額を1円とする新株予約権を用いた株式報酬型ストック・オプションとし、確定金額報酬に応じて算出された額を基に、毎年一定の時期に割当てる。

### ④金額報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、報酬体系に係る上記①の基本方針に沿った構成とする。その内容については経営諮問会議に諮問するものとし、取締役頭取は経営諮問会議の提言内容を踏まえて、種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬の内容を決定することとする。

### ⑤取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき取締役頭取がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の確定金額報酬の額及び各取締役の業務実績等を踏まえた業績連動型報酬の評価配分とする。取締役会は、当該権限が取締役頭取によって適切に行使されるよう、経営諮問会議に諮問するものとし、上記の委任を受けた取締役頭取は経営諮問会議の提言内容を踏まえて決定することとする。なお、ストック・オプション報酬についても経営諮問会議に諮問するものとし、その提言内容を踏まえて取締役会で取締役個人別の新株予約権割当個数を決議する。

# VI. コーポレートガバナンスの高度化

## 委任型執行役員

経営の意思決定・監督と業務遂行を分離し、取締役会の機能強化ならびに業務運営の迅速化を図るため、委任型執行役員制度を導入しています。取締役会からの委嘱を受けてOKBグループの主要部門を統括し、「統括執行役員」として業務執行の陣頭指揮をとっています。

## 内部監査

OKB大垣共立銀行では、業務の健全かつ適切な運営を確保し、これにより経営目標の達成に貢献するため、被監査部門から独立した「業務監査部」が、信用リスクやコンプライアンスなどの各種リスク管理態勢の適切性と有効性について検証・評価し、問題点の改善方法の提言などを行っています。

「業務監査部」は取締役会の承認を受けて決定する年度ごとの内部監査計画に基づいて営業店・本部・関連会社などの内部監査を実施し、監査結果や指摘事項について経営陣に報告するとともに、年間を通して社内のリスク状況をモニタリングすることで、タイムリーな改善提言を行っています。

また、効率的で実効性のある内部監査を実施するため、OKBの経営計画や経営陣のリスク認識なども踏まえたうえで、営業店や本部・関連会社へのリスクアセスメントを実施し、リスクの種類・程度に応じ監査頻度などを決定するとともに、内外環境の変化を踏まえたテーマ監査を随時実施するなど、リスクベースの監査に努めています。

さらに牽制・監視機能の充実や環境変化への適応、監査品質の向上、専門性のある人材の育成など、内部監査の高度化に取り組んでいます。

## 政策保有株式

政策保有株式については、保有便益やリスクが資本コストに見合っているかなどを踏まえつつ、個別に中長期的な経済合理性や将来の見通しの検証を定期的に行っています。経済合理性の検証にあたっては収益性・健全性の観点による検証を実施しています。その結果、地域金融機関として取引先との長期的・安定的な取引関係の維持・強化や、OKB大垣共立銀行の事業戦略上の事由などから保有の適否を総合的に判断し、保有の意義が認められない銘柄については、売却または残高圧縮を基本方針としています。2022年度については、検証の結果、保有の妥当性が認められなくなった政策保有株式の縮減を図っています。

政策保有株式の議決権行使にあたっては、政策保有先企業のコンプライアンスやガバナンスの状況なども踏まえ、OKBおよび当該企業の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資するかを十分に勘案し、議決権の行使に特別な注意を要する場合には、十分な情報を収集のうえ、総合的に賛否を判断します。

## 社外取締役メッセージ



神田 真秋

サステナビリティへの取り組みは、企業における最重要の経営課題であり、これを抜きに今後の持続的成長と企業価値の向上は期待できない時代を迎えています。

このような環境下、OKB大垣共立銀行では、サステナビリティ基本方針の策定、6つのマテリアリティおよび24からなる測定指標を設定し、取締役会も積極的に関わってきました。しかし、サステナビリティはこれから息の長い取り組みが求められる課題であり、社会の変化が著しい時代にあつては、常にその見直しと拡充を図っていかなければなりません。さらに、お客さま、株主、社員、そして地域社会など、あらゆるステークホルダーに対する広い視点での取り組みにより、求められる価値の提供と社会課題の解決を図っていく必要があります。

私は、これまで地域社会に関わる仕事に携わってきた経験を活かし、サステナビリティの理念と諸活動が一層進展するよう努めてまいりたいと考えています。



丹呉 泰健

すべての企業がサステナビリティの課題を背負っている環境下、地域の持続可能性を推進していく役割を担うのは地域金融機関が最もふさわしいと考えます。OKB大垣共立銀行は、「地域に愛され、親しまれ、信頼されるOKB」として地域とともに歴史を刻んできました。OKBは、地域の持続的成長、地域資源の活用、イノベーション支援、環境保全問題などに“地域循環型社会の担い手”として引き続き積極的に取り組んでいく必要があり、地域を牽引していく企業としてガバナンスの強化も当然必要です。

また、重要な課題の一つに、女性社員の活躍推進もあります。人の芽を開かせ、能力を発揮させる環境をつくりあげていくことはOKBにとっても地域にとっても大切なことです。

サステナビリティの推進は地域のみならず、我が国にとっても重要な課題です。私の経験や知識、知り得た情報をOKBに伝え、サステナビリティ活動を一歩でも二歩でも前進させていくことが私の役割と考えています。



森口 祐子

OKB大垣共立銀行の強みはお客さまを第一に考え、理解しているところにあると思います。新型コロナウイルス禍を乗り越え、新たな生きる道筋を見出した企業などに対して、より良いサービスを見極めてご提案していくことが大切です。

また、地域におけるOKBの役割は時代とともに変化していき、求められることも変わっていきます。“地域循環型社会の担い手”としてOKBが成長していくためには、社員のさまざまな意見を吸い上げ変化していくことも必要です。例えば、社会課題である女性のキャリアアップでいえば、女性の意見を理解し、積極的に組織に取り入れていかなければモデルケースは増えていきません。

今年1月、OKBの女性社員におけるキャリア形成支援の一環として座談会を開催し、私が経験してきたことを伝えさせていただきました。今後も、プロゴルファーという立場を通じて得た経験や知見を活かして、OKBの成長に貢献したいと考えています。

# VI. コーポレートガバナンスの高度化

## 役員一覧

(2023年6月30日 現在)

### 頭取



#### 境 敏幸

1979年 4月 当社入社  
 2006年 5月 当社経営管理部長  
 2009年 4月 当社各務原支店長  
 2011年 5月 当社総合企画部長  
 2011年 6月 当社取締役総合企画部長  
 2017年 6月 当社常務取締役総合企画部長  
 2018年 5月 当社常務取締役  
 2018年 6月 当社専務取締役  
 2019年 6月 当社取締役頭取(現任)

### 常務取締役



#### 土屋 諭

2003年 4月 オリックス株式会社入社  
 2011年 4月 株式会社みずほフィナンシャルグループ(株式会社みずほ銀行・みずほ信託銀行株式会社)入社  
 2014年 5月 当社入社  
 当社名古屋支店副支店長  
 2016年 5月 当社執行役員名古屋支店長  
 2017年 6月 当社取締役名古屋支店長  
 2018年 5月 当社取締役  
 愛知法人営業部長  
 2018年 6月 当社常務取締役  
 愛知法人営業部長  
 2019年 5月 当社常務取締役(現任)



#### 林 敬治

1982年 4月 当社入社  
 2000年 5月 当社一宮南支店長  
 2002年 5月 当社則武支店長  
 2005年 3月 当社栗原前支店長  
 2007年 5月 当社業務開発部長  
 2010年 5月 当社羽島支店長  
 2012年 5月 当社岐阜支店長  
 2013年 4月 当社執行役員岐阜支店長  
 2014年 6月 株式会社OKBフロント社長  
 2015年 6月 株式会社明星社長  
 2019年 6月 当社常務取締役(現任)



#### 野上 匡行

1984年 4月 当社入社  
 2008年10月 当社美濃支店長  
 2011年 5月 当社岐阜支店副支店長  
 2013年 5月 当社審査部長兼審査部経営革新サポートセンター所長  
 2015年 5月 当社市場金融部長  
 2016年 5月 当社執行役員支店部長  
 2017年 6月 当社取締役支店部長  
 2018年 5月 当社取締役東京支店長  
 2020年 5月 当社取締役岐阜支店長  
 2020年 6月 当社統括執行役員岐阜支店長  
 2021年 6月 当社常務取締役岐阜支店長  
 2023年 4月 当社常務取締役岐阜支店長  
 兼千手堂支店長(現任)



#### 寛 雅樹

1984年 4月 当社入社  
 2011年 4月 当社総務部部长代理  
 2012年 10月 当社中村支店長  
 2017年 1月 当社業務監査部長  
 2018年 5月 当社総合企画部長  
 2018年 6月 当社取締役総合企画部長  
 2020年 6月 当社統括執行役員総合企画部長  
 2021年 5月 当社統括執行役員  
 2021年 6月 当社常務取締役(現任)

### 社外取締役



#### 神田 真秋

1976年 4月 名古屋弁護士会弁護士登録  
 1989年 11月 一宮市長  
 1999年 2月 愛知県知事

2011年 1月 愛知芸術文化センター総長(現任)  
 2014年 6月 当社社外取締役(現任)  
 2019年 6月 ブラザー工業株式会社社外監査役



#### 丹呉 泰健

1974年 4月 大蔵省入省  
 2006年 10月 財務省理財局長  
 2007年 7月 同省大臣官房長  
 2008年 7月 同省主計局長  
 2009年 7月 同省財務事務次官

2010年 12月 株式会社読売新聞グループ本社監査役  
 2012年 12月 内閣官房参与  
 2014年 6月 日本たばこ産業株式会社取締役会長  
 2015年 6月 当社社外取締役(現任)  
 2020年 6月 三菱UFJ信託銀行株式会社社外取締役(監査等委員)(現任)



#### 森口 祐子

1975年 12月 日本女子プロゴルフ協会(JLPGA)入会  
 1990年 岐阜県スポーツ栄誉賞 受賞  
 1992年 JLPGAツアー 永久シード獲得  
 1994年 岐阜県県民栄誉賞 受賞

2012年 3月 岐阜県教育委員  
 2015年 6月 株式会社ゴールドウイン社外取締役(現任)  
 2019年 1月 日本プロゴルフ殿堂入り  
 2020年 6月 当社社外取締役(現任)

### 監査役



#### 所 竜二

1988年 6月 当社入社  
 2007年 5月 当社総合企画部部长代理  
 2012年 5月 当社経営管理部長  
 2014年 4月 当社経営管理部長  
 兼コンプライアンス統轄センター所長

2015年 5月 当社総務部長  
 2017年 5月 当社執行役員総務部長  
 2020年 5月 当社秘書室付部長  
 2020年 6月 当社常勤監査役(現任)



#### 押谷 俊男

1985年 4月 当社入社  
 2006年 5月 当社瀬戸支店長  
 2008年 5月 当社尾頭橋支店長  
 2010年 5月 当社大阪支店長  
 2012年 10月 当社秘書室長  
 2014年 5月 当社業務監査部長

2015年 5月 当社事務集中部長  
 2017年 1月 当社勝川支店長  
 2019年 5月 当社営業支援部長  
 2021年 5月 当社秘書室付部長  
 2021年 6月 当社常勤監査役(現任)



#### 佐伯 卓

1974年 4月 東邦瓦斯株式会社入社  
 2000年 6月 同社財務部長  
 2004年 6月 同社取締役財務部長  
 2006年 6月 同社取締役常務執行役員  
 2008年 6月 同社代表取締役社長 社長執行役員

2012年 6月 同社代表取締役会長  
 当社社外監査役(現任)  
 2016年 6月 東邦瓦斯株式会社取締役相談役  
 2018年 6月 同社相談役  
 2021年 6月 同社顧問(現任)



#### 池村 幸雄

1981年 4月 株式会社富士銀行入行  
 2004年 3月 株式会社みずほコーポレート銀行ALM部欧州資金室長  
 2008年 4月 同行兜町証券営業部長  
 2009年 4月 みずほ証券株式会社執行役員投資銀行グループ担当  
 2010年 4月 日本精工株式会社理事

2011年 6月 同社執行役員  
 2013年 6月 同社執行役員常務CSR本部長  
 2018年 4月 同社理事  
 2018年 6月 大崎再開発ビル株式会社代表取締役社長  
 2022年 6月 当社社外監査役(現任)  
 キョーリン製薬ホールディングス株式会社(現 杏林製薬株式会社)社外監査役(現任)

統括執行役員 五藤 義徳

統括執行役員 後藤 勝利

統括執行役員 金森 靖

統括執行役員 田邊 孝平

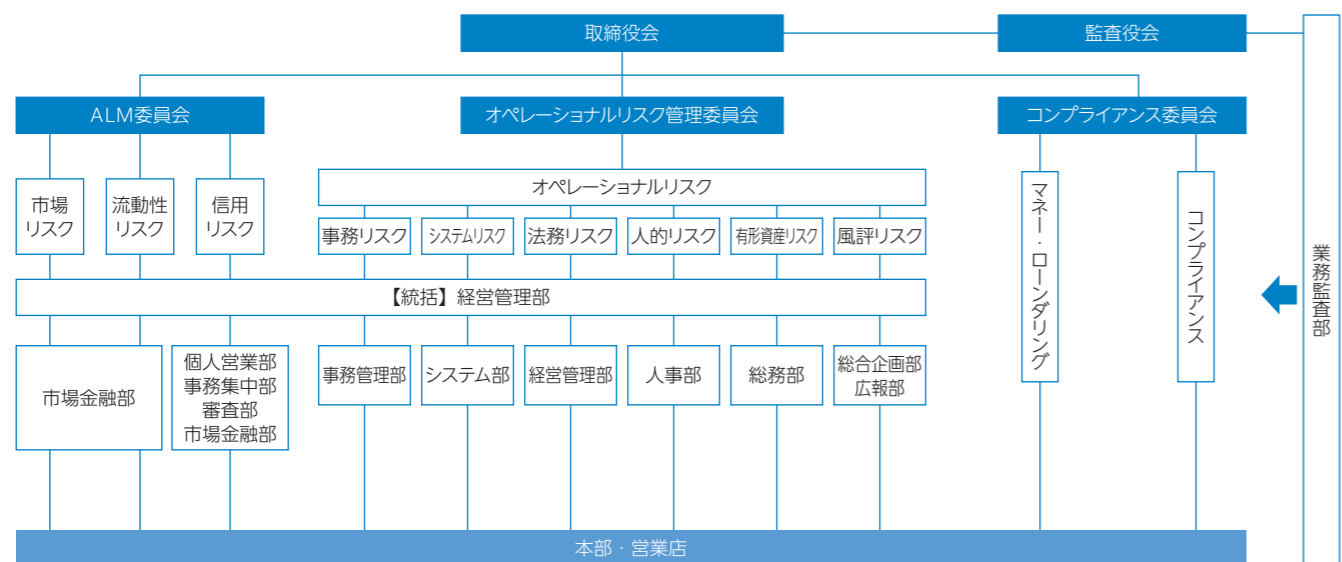
# VI. コーポレートガバナンスの高度化

## リスク管理

### リスク管理体制の整備状況

OKB大垣共立銀行は、リスク管理に関する取組方針や組織体制などを定めた「リスク管理方針」や、リスク区分ごとに定めた各種リスク管理規定などに則り、リスクの内容や規模を踏まえた適正かつ有効なリスク管理体制を整備・確立した上で、リスクと収益のバランスを図りながら適切なリスク管理に努めています。

具体的には、ALM委員会などのリスク管理関連の委員会を設置しているほか、各種リスクを統合的に管理する部署やリスク区分ごとに統括管理部署と所管部署を設置し、これらのリスク管理部門から経営陣に直接リスク状況を定期的および必要に応じて随時報告する態勢を整備しています。また、他の部署から独立した業務監査部において、リスク管理の適切性及び有効性の確認なども行っています。



### 信用リスク管理

信用リスクとは、与信先の財務状況の悪化などにより、資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクをいいます。OKB大垣共立銀行では、「信用リスク管理規程」および信用リスクに関する諸規定に則り、個別貸出案件ごとの審査・管理を行うとともに、貸出資産全体のポートフォリオ管理の両面から、貸出資産の健全性の維持・向上を図っています。審査・管理においては、審査部門の独立性を堅持しつつ、個別案件ごとにその公共性、安全性、収益性、成長性などの原則に諮り、厳正な与信判断を行っています。また、貸出資産全体のポートフォリオ管理においては、信用格付ならびに自己査定の実施、貸出の業種別構成、規模別・地域別構成など貸出資産全体の状況について定期的なチェックを行い、バランスのとれた貸出資産の構築に努めています。

### 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式などのさまざまな市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し損失を被るリスクや資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいい、主に、金利リスク、為替リスク、価格変動リスクがあります。OKB大垣共立銀行では「市場リスク管理規程」に則り、各種の限度額管理などを通してこれらのリスクを適切にコントロールしています。また、市場部門（フロントオフィス）から市場リスク管理部門（ミドルオフィス）と事務管理部門（バックオフィス）を分離して、牽制機能が発揮できる組織体制を整備しています。

### 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になることや通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）と、市場の混乱などにより市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）をいいます。OKB大垣共立銀行では、「流動性リスク管理規程」に則り、保守的な資金繰り運営に努めています。また、不測の事態に備えて「流動性危機時対応策」を定め、速やかに対応できるよう態勢を整備しています。

### ALM委員会の機能

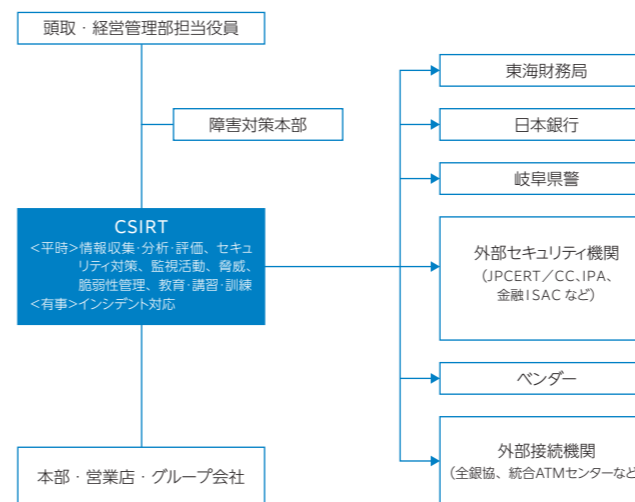
毎月開催される「ALM委員会」では、市場リスク、流動性リスク、信用リスクを対象に、これらのリスクを許容範囲内に制御し収益性の向上を図ることを目的として、有価証券の運用方針や資金繰り方針などを審議し決定しています。

### オペレーショナルリスク管理

オペレーショナルリスクとは、銀行の業務の過程、役職員の活動、システムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。OKB大垣共立銀行では、「オペレーショナルリスク管理規程」に則り、①事務リスク②システムリスク③法務リスク④人的リスク⑤有形資産リスク⑥風評リスクに分類して、リスク管理に取り組んでいます。また、定期的に行われる「オペレーショナルリスク管理委員会」では、オペレーショナルリスクに関する状況を把握し、対応策などを協議することにより、リスク管理の実効性の向上に努めています。

### サイバーセキュリティへの対応

サイバー攻撃の脅威に対応するため、部門横断的な組織であるCSIRTを設置し、サイバー攻撃に対する早期警戒および緊急時対応のための体制を整備しています。



### サイバーセキュリティ対策の実効性向上への取り組み

- 脅威動向やセキュリティ関連情報の収集・分析
- サイバーセキュリティ対策の実施状況の評価
- 共同演習や訓練を通じた有事の対応態勢の検証
- PDCAを推進するセキュリティ人材の育成

# VI. コーポレートガバナンスの高度化

## コンプライアンス（法令等遵守）

コンプライアンスとは、法令や社内の規定・規則などを厳格に遵守し、社会的規範を全うすることです。OKB大垣共立銀行では、銀行の公共的使命や社会的責任を重く受け止め、コンプライアンス態勢の確立こそが、お客さまや株主の皆さまからの信頼につながる第一歩と認識し、態勢の強化と実践に努めています。

コンプライアンス態勢を確立するための組織として、本部内にコンプライアンス統轄センターを設置し、各店舗に配置したコンプライアンス責任者・担当者との連携により、本部と営業店が一体となった取り組みを進めています。また、頭取を委員長とした「コンプライアンス委員会」を開催し、コンプライアンス態勢の充実、「コンプライアンス・マニュアル」や「コンプライアンス・プログラム」の策定・見直し、役職員への啓蒙活動などを行っています。

「コンプライアンス・マニュアル」は全役職員が閲覧可能な社内イントラネットに掲載され、コンプライアンス実践の具体的な手続きと手順を明確にし、かつ実践することによって、法令等遵守の風土醸成に取り組んでいます。さらに階層別の各研修会においても、コンプライアンス教育プログラムのなかで積極的に法令等遵守の啓蒙と徹底を図っています。

## 個人情報保護宣言

当社は、大垣共立銀行グループの一員としてお客様個人を識別し得る情報（以下「個人情報」といい、個人番号及び特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいいます。以下個人番号とあわせて「特定個人情報等」といいます）を含みます）を適切に保護することが社会的責務と考え、次の取り組みを推進致します。

### 1. 法令等の遵守について

当社は、「個人情報の保護に関する法律」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び個人情報保護に関するその他の関連法令・規範等を遵守致します。

### 2. 個人情報の利用目的について

(1) 当社は、お客様の個人情報（特定個人情報等を除きます）をお客様とのお契約上の責任を果たすため、より良い商品・サービスを開発するため、お客様への有用な情報をお届けするため、その他の正当な目的のために利用致します。

(2) 当社は、利用目的を特定したうえでお客様に対し通知または公表し、法令に定める場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲において個人情報を利用致します。

(3) 当社は、お客様にとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、例えば、各種アンケート等への回答に際しては、アンケートの集計のためのみに利用するなど取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。

(4) 当社は、お客様の特定個人情報等を法令で定められた目的のためにのみ利用致します。

### 3. 個人情報の取得について

(1) 当社は、お客様の個人情報を適正かつ適法な手段で取得致します。

(2) 当社では、例えば、以下のような情報源から個人情報を取得することがあります。

（取得する情報源の例）

- ・預金口座のご新規申込書など、お客様にご記入・ご提出いただく書類等により直接提供される場合（ご本人からの申込書等の書面の提出、ご本人からのWeb等の画面へのデータ入力）
- ・各地手形交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から、個人情報が提供される場合

### 4. 個人情報の第三者提供について

(1) 当社は、法令に定める場合を除き、お客様の個人情報をあらかじめご本人の同意を得ることなく第三者に提供することは致しません。

(2) 当社は、法令に定める場合を除き、お客様の特定個人情報等をご本人の同意の有無に関わらず第三者に提供することは致しません。

### 5. 個人情報の適切な管理について

当社は、取り扱う個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他の安全管理（情報セキュリティ対策等）のために必要かつ適切な措置を講じます。

（安全管理措置の例）

- ・組織的安全管理措置  
個人情報を取り扱う部署への管理者の設置、点検体制の整備など
- ・人的安全管理措置  
職員に対する教育啓蒙活動の継続、就業規則への守秘義務等の記載 など
- ・物理的安全管理措置  
個人情報を取り扱う建物または室への入退館（室）管理、盗難防止策の実施 など
- ・技術的安全管理措置  
情報のアクセス権限の管理、情報を取り扱うシステムの監視及び点検 など
- ・外的環境の把握  
諸外国の個人情報の保護に関する制度等の把握 など

### 6. 個人情報の外部への委託について

(1) 当社は、利用目的（特定個人情報等については法令で定められた目的のためにのみ利用します）の達成に必要な範囲において、お客様の個人情報の取り扱いを外部に委託する場合があります。この場合は、委託先に対して必要かつ適切な監督を行います。

(2) 当社では、例えば以下のような場合に、個人情報の取り扱いの委託を行っております。

- ・取引明細通知書（ステートメント）発送に関わる事務
- ・外国為替等の対外取引関係業務
- ・ダイレクトメールの発送に関わる事務
- ・情報システムの運用・保守に関わる業務

### 7. 個人情報の開示、訂正、利用停止等について

(1) 当社は、お客様からご本人に関する保有個人データ（注）の開示、訂正、利用停止等、及び授受に関する第三者提供記録の開示のお申し出があった場合は、当社所定の手続きにより適切に対応致します。

（注）保有個人データとは、当社が開示等を行う権限を有する個人データです。

(2) 当社は、ダイレクトメールの発送や電話等での勧誘等のダイレクト・マーケティングで個人情報を利用することについて、ご本人より中止のお申し出があった場合は、当該目的での個人情報の利用を中止致します。

### 8. ご相談・苦情に対する対応について

当社は、個人情報の利用目的、その他個人情報の取得、利用及び開示等に関する手続等、個人情報の取り扱い、ならびに個人情報の安全管理措置に関するご相談、及び苦情を承ります。また、お客様からいただいたご相談・苦情につきましては、誠意をもって適切に対応致します。

### 9. 継続的な改善について

当社は、個人情報保護のための取り組み及び管理体制について継続的に見直しを行い、改善に努めます。

2005年3月28日 制定

2022年4月 1日 改正

## マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融防止に向けた取り組み

OKB大垣共立銀行では、「マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融防止規程」のもと、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」および「外国為替及び外国貿易法」などの関連法令に規定された基本的事項の遵守に加え、時々変化する国際情勢などを踏まえながら、OKBが直面しているマネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融に関するリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講ずることにより、機動的かつ実効的な対応を実施しています。

## 反社会的勢力との関係遮断に向けた取り組み

OKB大垣共立銀行ならびにグループ会社は、反社会的勢力に対し、適切かつ毅然とした対応で臨み、関係遮断を徹底する体制としています。反社会的勢力からのアプローチに対し、事前予防態勢を構築することにより、反社会的勢力からのアプローチ自体を水際で防止しています。また、警察当局や弁護士などの外部専門機関と連携し、暴力団排除条項の活用による取引排除に努めています。

## 金融商品取引に関するお客さま本位の業務運営方針

OKB大垣共立銀行グループ<sup>(※)</sup>は、「金融商品取引に関するお客さま本位の業務運営方針」を定め、お客さまのご意向に沿って、最適なサービスをご提供し、お客さまの最善の利益を追求します。<sup>(※)</sup> 本方針の対象となるグループ会社：株式会社大垣共立銀行、OKB証券株式会社

<b>Assessment(評価)と Best interests(最善の利益の追求)</b>	<b>Conflict of interest (利益相反の適切な管理)</b>	<b>Dialogue (対話)</b>
<b>Easy to understand explanation (わかりやすい情報提供)</b>	<b>Fit customer's needs (最適な商品・サービスの選択)</b>	<b>Governance (内部統制)</b>

## 金融商品の勧誘方針

当社は、銀行の社会的責任を果たし、お客さまの信頼に応えるため、誠実・公正・透明を基本とした企業行動を実践してきております。この企業行動に基づくとともに金融サービスの提供に関する法律第十条（勧誘方針の策定等）に則り、金融商品の勧誘に当たっては引き続き次の事項を遵守します。

1. お客さまの知識、経験、財産の状況及び契約締結の目的に照らして適正な金融商品の勧誘を行います。
2. お客さまが金融商品の内容やリスクの内容など重要な事項を十分にご理解いただけるよう努めます。そのうえで金融商品の選択・購入はお客さまの判断によってお決めいただきます。
3. 勧誘の時間帯は、店舗内においては所定の営業時間、その他訪問や電話などによる勧誘は、お客さまのご迷惑にならないよう配慮して行います。
4. 誠実・公正な勧誘を心掛け、事実と異なることを告げたり、断定的判断を提供するなど、お客さまが誤認するような勧誘は行いません。

### 金融サービスの提供に関する法律第十条第2項

「勧誘方針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。」

- ①勧誘の対象となる者の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らし配慮すべき事項
- ②勧誘の方法及び時間帯に関し勧誘の対象となる者に対し配慮すべき事項
- ③前二号に掲げるもののほか、勧誘の適正の確保に関する事項

## 行動憲章

大垣共立銀行は、関連会社を含めたOKBグループとして「OKBグループ行動憲章」を制定しています。OKBグループ一人ひとりがOKBの『文化』『伝統』『考え方』を継承し、“地域とともに”“お客さま目線”を徹底してまいります。

